

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改定/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057165	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、その輸出申告の際に、税関への輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書等の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を選別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出入の確保を勘案しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に行ってまいりたい。	(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を防止する対策を実施すべきである。 税関または第三者証明機関によるコンテナ内貨物の現物確認の強化	(*)インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須である。警察庁では、古物営業法第21条の規定により、古物取りあわせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。 コンテナへの盗難防止対策を講じる必要がある。	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	関税法基本通達67-1-20 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁	道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することとなった。古物営業法第21条の3では、古物取りあわせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると思われるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。		
5086	5086008	1	G11	z11002	財務省	関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い)	コンテナを利用して輸出される貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告し、許可を受ける場合には、事前に税関に対し、その旨の申出を行う必要がある。	d	-	1. 道路運送車両法の改正に伴い、平成17年7月から中古自動車を輸出する場合には、その輸出申告の際に、税関への輸出抹消仮登録証明書等の原本の提示が義務付けられたところである。税関は、当該提示された証明書等と輸出貨物との対照確認を行っており、これを含め、盗難自動車の不正輸出の取締りを強化しているところである。 2. また、盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りを更に強化し効率化するため、上記道路運送車両法の改正による証明書等の提示の義務化に合わせ、中古自動車の輸出に係る審査・検査を業務通関に一本化し、厳格に運用しているところである。 3. 税関では、従来より、積出港、仕向地及び輸出業者などによる仮込みを含め、不正輸出入の危険性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)を選別した上、ハイリスク貨物に対しては重点的な審査・検査を行っているところである。 4. 更に、第3者証明機関の協力については、既に、コンテナ貨物の輸出に際し公認検査機関がコンテナ内の貨物の品名、数量、記号等、税関が審査上必要と認める事項の確認及び施封を行い、その内容を証明した場合には、税関における審査・検査の参考としているところであるが、輸出者が貨物をコンテナに積み込む際に第3者証明機関を利用するか否かは、輸出者側の判断である。 5. いずれにせよ、税関としては、迅速かつ適正な輸出入の確保を勘案しつつ、盗難自動車の不正輸出の取締りを積極的に行ってまいりたい。	損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、輸出入同時のチェックを強化する。 コンテナ詰め込み時におけるチェックを強化する。	これらの盗難防止対策を講ずることにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本及び世界全体の治安にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に關し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の流通時における輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う。不正輸出を予防するため、輸出貨物積み込み時に、公認検査機関による厳正な現物確認・施封を実施する。原則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車の流通をさせない仕組みを構築することを願うしたい。	道路運送車両法第15条の2 関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省警察庁			
5053	5053003		G13	z11003	財務省	・国債二関スル法律第二条ノ二 ・個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年十二月十六日財務省令第六十八号)第五条 ・個人向け国債の発行等に関する省令第五十九条に規定する者(平成十五年一月十六日財務省告示第五号)	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的。」(個人向け国債の発行等に関する省令第二条)としており、保有は個人に限定されている。	c	-	・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的。」に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受益者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。 ・いづれにせよ、個人向け国債は、新型個人向け国債を平成18年1月に導入したばかりであり、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。	・特定贈与信託の信託財産により「個人向け国債」の購入が可能となれば、当該信託の目的である「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながる。 また、当該信託は、信託銀行の財産管理機能を活用し、受益者である特別障害者に必要な生活費や医療費等の金銭を定期的に交付することを主目的としており、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、個人向け国債(新型も含む)の、国民各層への定着化にも資するものであり、「個人向け国債」の発行趣旨・政策にも沿うものである。 ・以上を踏まえ、改めて検討の上、見解を示された。	社団法人信託協会	3	A	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。 「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産で購入することを可能とすること。	・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費の支払等について信託銀行の財産管理機能を活用し、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。また、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 ・かかる実態を踏まえ、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、「個人向け国債」の発行趣旨に沿うものといえ、さらにはその国民各層への定着化にも資するといえる。	個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省			
5057	5057135		G13	z11003	財務省	・国債二関スル法律第二条ノ二 ・個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年十二月十六日財務省令第六十八号)第五条 ・個人向け国債の発行等に関する省令第五十九条に規定する者(平成十五年一月十六日財務省告示第五号)	個人向け国債は、「もっぱら個人が保有することを目的。」(個人向け国債の発行等に関する省令第二条)としており、保有は個人に限定されている。	c	-	・個人向け国債は「もっぱら個人が保有することを目的。」に商品設計されており、当該国債を保有する個人がその運用(中途換金)に関する判断を行うことが予定されている。特定贈与信託においては信託財産の運用に関する判断は受益者である信託会社が行うこととなり、個人による保有と特定贈与信託による保有に差異がないとはいえない。 ・いづれにせよ、個人向け国債は、新型個人向け国債を平成18年1月に導入したばかりであり、現在その商品性に対する理解が国民各層に深まり定着するよう努めているところであることから、現時点において保有対象を拡大することは適当でない。	・特定贈与信託の信託財産により「個人向け国債」の購入が可能となれば、当該信託の目的である「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながる。 また、当該信託は、信託銀行の財産管理機能を活用し、受益者である特別障害者に必要な生活費や医療費等の金銭を定期的に交付することを主目的としており、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異はなく、個人向け国債(新型も含む)の、国民各層への定着化にも資するものであり、「個人向け国債」の発行趣旨・政策にも沿うものである。 ・以上を踏まえ、改めて検討の上、見解を示された。	(社)日本経済団体連合会	135	A	特定贈与信託の信託財産の運用対象としての個人向け国債の購入の容認【新規】	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産として購入することを可能とすべきである。	特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。 ・本制度が「信託」を利用している趣旨は、特別障害者に対する定期的な生活費の支払について信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者の経済的な安定を図ることにある。信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適正に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 したがって、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、実質的に個人による購入と差異は無く、さらには多様な主体による国債の保有促進という「個人向け国債」の発行趣旨にも沿うものである。	個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5011	5011001			z11004	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	税理士法第52条	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない(税理士法第52条)とされている。	c		税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており(税理士法第1条)、税理士業務(税務代理、税務書類の作成及び税務相談)の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている(税理士法第52条)ものである。このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保のない者に税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現を図ることが困難となることから、相当ではない。	要望者からの次の意見に対し、回答願いたい。『専門的な知識が求められる・納税義務の適正な実現』というが、これは本来転倒の議論論に過ぎない。利用者(国民)の利便と負担軽減という本来的な意味での観点が決定的に欠如している。各士業の存在意義は、専門的な知見を有していることであり、国民に良質なサービス(報酬額や処理日数の低減)を提供する資格者は自ずと国民から信頼を得ることができ、それは資格者間の自由なサービス競争(付随業務の相互容認)と資格者自身の切磋琢磨によるべき事項であって、費省や業界が聖域化するのではなく、国民自らの責任による選択に任されるべきである。行政に関する手続は、国民自らが行う本人申請が許容されている。高度な法律知識が要求されるという専門的能力を論ずるのなら、一般国民が行う本人申請(申告)をも制限しなければならない。しかし、一般国民による本人申請が許容されている程度なのであるから、一般国民よりも法的素養があり、且つ守秘義務や罰則規定がある他の資格者が行う、主たる業務に付随した場合に限定した税務代理までもを制限する合理的な理由は無い。従来、ただし、正当な業務に付随して行う場合を除く、とする除外規定があった。この規定は、拡大解釈を防ぐため、また正当な業務に付随して行う場合は、規定するまでもなく当然許されることであるとして削除された歴史的経緯があるが、現在でもこの「正当な業務に付随する場合」…という解釈は有効である。当協議会の要望も、税理士業務の単独受託や、複雑な手続までも他の資格者に開放せよとしているのではなく、あくまでも、他資格者が受託した正当な(主たる)業務に付随する場合に限りだけ、相互開放を要望しているのである。安易な手続まで、違法によって罰則まで設けて他の資格者を排除する必要性	国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)条項を相互に緩和する措置の制定	例えば、行政書士が許可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合、税理士が関与している法人の変更登記等を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記を行う場合等、夫々の資格者が、受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(具体的には、各士業の業務制限条項に但書を付加する・但し、○○士、○○士、○○士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(間接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多くあり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられる現状がある。また、各種の手続には、資格者より法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海事代理士法第17条	経済産業省、財務省、財務省、厚生労働省、国土交通省			
5033	5033008			z11005	財務省	所得税法第225条第2項	剰余金の配当等とみなされるものの支払をする者はその支払いに関する通知書とその支払を受ける者に交付しなければならない。	f		税制は規制の対象外であることに加え、税法上の支払通知書の交付は源泉徴収税額の記載を義務付けること等を通じて課税の適正性を担保するための措置であり、証券取引法上の取引報告書の交付とはその目的及び内容を異にするため、支払報告書の交付義務を廃止するといふ当該要望は検討要請事項の対象となり得ない。 (注) 取引報告書への源泉徴収税額の記載は証券取引法上の義務とはされていない。	日本証券業協会証券評議会	8	A	自社株公開買付け時の支払通知書の廃止	支払通知書の交付については所得税法 第225条第2項に根拠条文があり、要約すると所得税法第25条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者はその支払の確定した日から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない、と明記されている。現在、法人顧客のみ(交付)一方、上場会社を実施する自社株公開買付けの場合は、買付け後連帯なく、公開買付代理人(証券会社)から応募株主に取引報告書が交付されている。取引報告書には源泉徴収税額が記載されているが、その後に交付される支払通知書にも源泉徴収税額が記載されているので、応募株主にとって支払通知書は意味をなさないものになっていることから、支払通知書の廃止していただきたい。	支払通知書も取引報告書と同様に公開買付代理人が作成・発送していることや、取引報告書とほぼ同じ内容で支払通知書を作成していることを勘案すれば、支払通知書は廃止しても全く問題はないと考ええる。	所得税法 第225条第2項 所得税法第25条第1項	金融庁				
5039	5039001			z11006	警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	国税通則法第123条	在留資格の変更又は在留期間の更新等の申請に必要な書類として、国税の納税証明書が利用されている。	d	-	国税の滞納の有無等に関する情報の収集方法としては、既存の納税証明書制度を活用し、外国人本人から納税証明書の提出を求めた上で、関係機関がこれに基づきデータベースに蓄積するといった方法により対応可能である。	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険料加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、年齢期の子どものある場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要環境を早急に整備する。	[規制の現状]在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、旅行が難儀であると及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有するとき並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り、これを許可することができる。なお、旅行が難儀であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 [要望理由]日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するため、に欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしているかどうかをチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。年齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険料に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっている。在留資格によっても、日本語能力を証明することが必要であると考える。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更があったら、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ公平に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治体税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局				
5046	5046001			z11007	総務省、財務省		財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用に関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	c	-	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第3条等に基づき、当該年度に運用しなかったものについては、翌年度末まで運用が可能となっているが、翌々年度以降における運用は認められていない。 また、財政融資資金については、地方公共団体への貸付けに限らず、繰越運用を翌年度末までとする統一的な取扱いとなっているところであり、御要望への対応は困難であることを御理解いただきたい。 (注)事故繰越等により翌々年度に地方債を起債しようとする場合、既許可の資金区分が政府資金であるものについては政府資金の借入れができないが、資金区分を民間等資金に変更する手続をとることは可能であり、地方債の起債が規制されているものではない。	地方公共団体に対する政府資金の貸付けにあたっては、法令の規定により、翌年度末までの繰越運用が可能となっており、翌々年度以降における運用は認められていないが、これは、貸付金利や償還期限など同様の貸付条件のひとつであり、規制にあたるものではない(注)。 また、財政融資資金については、地方公共団体への貸付けに限らず、繰越運用を翌年度末までとする統一的な取扱いとなっているところであり、御要望への対応は困難であることを御理解いただきたい。 (注)事故繰越等により翌々年度に地方債を起債しようとする場合、既許可の資金区分が政府資金であるものについては政府資金の借入れができないが、資金区分を民間等資金に変更する手続をとることは可能であり、地方債の起債が規制されているものではない。	愛媛県松山市	1	A	事故繰越に係る地方債の借入れに関する規制緩和(明許繰越した事業が避け難い事故により事業繰越を余儀なくされた場合、この事業の財源として予定している地方債の借入を翌々年度まで可能とする。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余儀なくされることがある。こうした事態に対応するための明許繰越により対応しているものの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余儀なく(されることがある。地方債の借入は、国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているものの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられている。)	想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余儀なく(されることがある。地方債の借入は、国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているものの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられている。)	公共事業により都市基盤整備を進めるに当たっては、地権者、関連団体等との調整により工期の延長を余儀なくされることがある。こうした事態に対応するための明許繰越により対応しているものの、想定外の土質や天候(地震、豪雨等)等の避け難い事故により事故繰越を余儀なく(されることがある。地方債の借入は、国の補助事業では、事故繰越の措置が認められているものの地方債については翌々年度の借入は不可能とされており、財源対策に困難を強いられている。)	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第2条及び第3条、財政融資資金の管理及び運用に関する規則第27条及び第28条、郵便貯金法施行規則第10条及び第11条、簡易生命保険法施行規則第10条及び第11条	総務省、財務省	添付資料 1-1-1-8	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5056	5056001			z11008	警察庁、 財務省	会計法第7条第1項	公金の取扱いについては、その性格から取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適当であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する余地がある。	c	-	公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適当であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する余地がある。	利用者の利便性の観点等から、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、改めて検討されたい。 「国税・国民年金・国民保険・地方税及び使用料については、既に法律上の課題を解決(地方自治法は今国会で改正)し、クレジットカード納付実現に向けて、具体的に検討が進められている。反則金においても法律上の課題や現行制度比較上の問題があれば、前述事例を参考にそれを解決し、クレジットカード納付を実現すべきである。」		クレジットカード普及 連絡会	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	■ に関する理由 ○ 当連絡会において、現場へヒアリングを行ったところ、現在、現場で取り締まりした違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の照合作業や金額相違等のエラー処理に支障が出ているとの話があった。このような状況を改善することは、余計な事務負担やコストを発生させることになり、限られた警察力の非効率化につながるものと考え、違反者データが即時に警察庁の基礎データに反映させるシステムを早期に対応いただくことをご検討いただきたい。 ■ に関する理由 ○ 平成18年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車を取り締まりの民間委託がなされた。この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力が枯渇せず、不出頭者の補正が十分にできないことから逃げ場という不公平を招き、違法駐車の前止ができないという状況を改善するために取られた対策である。 ○ 今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、警察業務を合理化させるだけでなく、従来事務に当てられていた警察力を違反者の取り締まり強化につながるものと考え、 ○ 特に、違法駐車を取り締る民間委託したことにより、取り締まれる違反者が急増し、警察事務が急速に増加するものと考え、インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察事務の合理化が図られ、警察力が維持される。 ○ また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている。電子政府化にそう対応であり、実施に向けた検討が対応いただけることは、国の方針にそなうものではないと考え、 ○ なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応案についてその他特記事項にご提示させていただいた(ので、具体的な検討を共同で進められるようご検討いただきたい。	道路交通法	警察庁、 財務省	交通違反の反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件
5057	5057069			z11009	財務省	たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条	製造たばこの小売販売業を行う場合には、たばこ事業法関係法令に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならない。その際、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達していない場合は「不許可」となる。	c	-	たばこ小売販売業の許可基準である距離基準については、たばこ専売制度を廃止する際に、仮に距離基準を廃止した場合には、販売店の激増・乱立による流通秩序の激変が生じ、これにより、大部分が零細者である小売業者に深刻な影響が及ぶ恐れが大きいことから、距離基準を維持することが不可欠であるとされたものである。 現在においても、小売業者の大半が零細者(注)であり、年間の約4千件(17年度実績)の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準が廃止された場合には、小売業者の大幅な増加は避け難いのみならず、申請件数も急増するものと考えられることから、結果として販売店の激増・乱立を招き、零細な小売業者に深刻な影響が及ぶこととなる。 (注)平成15年度たばこ小売販売業経営実態調査結果(財務省)によれば、店舗経営者のうち60歳以上の割合が約56%、1か月当たりのたばこの粗利益額10万円未満の店舗が全体の約53%となっている。 また、未成年者の喫煙防止という社会的要請が高まってきたる現状において、小売業者の大幅な増加をもたらず距離基準の廃止を行うことは、こうした社会的要請に逆行することとなりかねない。 さらに、我が国が平成16年6月に締結した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7においては、「締約国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。))を採択し及び実施するよう努める。」とされているところであり、流通規制の緩和を検討するにあたっては、たばこ規制に関する国際的な情勢も考慮する必要があると考えられる。 このため、財務省としては、たばこ事業法に基づく	事業者は消費者ニーズがある場合にたばこ小売販売免許の申請を行うので、「距離不足」という不許可理由によって多くの消費者のニーズが阻害されていると言える。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないため、深夜にたばこを購入したい顧客のニーズを満たすことができない。 また、回答においても、「距離基準が廃止された場合には、小売業者の大幅な増加は避け難いのみならず、申請件数も急増するものと考えられる」と顧客ニーズがあることを認めているところ。 既存の小売業者の保護を優先し、顧客ニーズを無視している状況であり、改めて対応を検討されたい。	(社)日本経済団体 連合会	69	A	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制については、身体障害者福祉法第4条又は母子及び寡婦福祉法第6条該当者の場合を除き、撤廃すべきである。	たばこ小売販売免許の取得に様々な条件が付されているため、小売販売業者が顧客サービスの充実を図るに十分な品揃えを行えない状況になっている。例えば、営業時間が短い小売店の近くにあるコンビニエンスストアはたばこ小売販売免許を取得できないことから、当該たばこ小売店舗の営業時間外にたばこを購入したいとする顧客のニーズを満たすことができない。顧客に対するワンストップサービスの実現に向けた規制の見直しを図るべきである。	たばこ事業法第22条、23条 同施行規則20条 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(制定:平成12年12月27日第13号第462号、最終改正:平成18年3月29日財理第1243号)	財務省理財総務課たばこ塩事業室	たばこ事業法及び施行令において、たばこ販売の許可要件として距離規制が課せられている。この点について、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告(2002年10月10日)」では、「たばこ小売販売業の許可制、定価制は、たばこ事業法上、当面の措置とされており、専売制度廃止時に、流通の自由化により急激な変化が生じ、零細なたばこ小売業者に深刻な影響が及ぶこととを回避する措置として導入されたものである」とされており、現在もたばこ小売販売免許の取得には距離基準等の様々な条件が付されている。		
5057	5057070			z11010	財務省	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(及び一部改正法)」(平成15年法律第34号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。なお、緊急調整地域の指定の有効期間は本年8月31日までとされている。	-	-	「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(及び一部改正法)」(平成15年法律第34号、平成17年法律第92号)は、議員立法として提案され国会で可決されたものであり、同法の取扱いについては、政府としては、責任ある回答をできる立場にない。なお、緊急調整地域の指定の有効期間は本年8月31日までとされている。		(社)日本経済団体 連合会	70	A	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の廃止[新規]	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法については、さらなる延長をすることなく、廃止すべきである。	2003年9月1日から2年間の期限立法として制定された緊急措置法は、昨年8月1日以降、1年間延長された。これにより、全国3800超の地域の約4割を占める約1300超の地域が緊急調整地域として指定されており、新たに酒類小売販売免許の取得や他地域からの移転が許されないため、自由な事業活動や消費者利便の向上が阻害されている。 国税庁が取りまとめた酒類小売業者の経営改善計画の実施状況(2005年12月)における経営改善計画の達成状況を見る限り、売上高の増加や利益率の向上が図られずとする回答は概ね1割強にとどまっている。この調査結果については、緊急調整地域における計画の達成状況が公表されていないものの、地体的には、当該規制によって、中小の小売業者の経営改善に著しい効果をもたらしたと喜んでいる。	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法	国税庁	緊急調整地域に指定された地域では、酒類小売販売免許の取得、あるいは他地域からの販売場の移転許可を得ることはできない。		
5057	5057139			z11012	全省庁		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲受業者等)について、平成18年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。	・要望主体からの以下の更なる意見、および、他省庁における対応状況も踏まえて、改めて検討されるときに、検討のスケジュールにつき示されたい。 「多くの省庁においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているものの、各省庁回答によれば、財務省(平成18年度中実施に向けて検討)、法務省(引き続き検討)、外務省(全省庁で統一検討)においては債権譲渡禁止特約の解除が未実施であるため、全省庁の統一対応に向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望する。」	(社)日本経済団体 連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に伴う債権譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・諸貸契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一な取扱いをすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めた。特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。 しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明性等の問題が残されている。			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057175			z11013	財務省	関税法第67条3～11、関税法施行令第59条の6、関税法施行規則第9条	特定輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれた場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。 特定輸出者の承認申請においては、法令遵守規則(コンプライアンスプログラム)を定めていることが要件となっている。 輸出に際して減免税手続を行う必要がある貨物については、原則として特定輸出申告制度の適用対象外となっている。	及び :b : :d : :b, e :	1. 特定輸出申告制度については、本年3月に導入されたばかりであるが、今後、同制度の運用状況等を見極めながら、利用者の利便性の向上と的確な制度運用の確保とを勘案しつつ、必要に応じた見直しを実施することしたい。 2. 包括事前審査制度については、今後の特定輸出申告制度の見直しを検討する中において、その廃止を含め、当該制度のあり方を検討する必要があると考えている。 3. また、税関に提出する法令遵守規則(コンプライアンス・プログラム)は、申請者が法令遵守のための社内規則を既に定めている場合において、当該社内規則に特定輸出申告に係る事項(輸出通関手続、貨物管理等)が満たされていれば、これを法令遵守規則として取り扱うこととしており、経済産業省のコンプライアンス・プログラムとの一本化が可能となっている。 4. なお、輸出申告の際に減免税手続を要する貨物のうち、いわゆる「リターンブルコンテナ(通い箱)」については、現行制度上、特定輸出申告制度の利用が可能となっている。			(社)日本経済団体連合会	175	A	特定輸出申告制度の改善(新規)	特定輸出申告制度により多くの荷主が参加できるよう、次の点を要望する。 特定輸出申告は、貨物が設置されている場所を管轄する税関官署に申告を行うとされているが、横込港を管轄する税関官署への申告も可能すべきである。 特定輸出者となるための条件として、財務省が提示する社内コンプライアンスプログラムの整備を求めているが、同様のコンプライアンスプログラムは既に経済産業省から求められている。一本化を図るべきである。 特定輸出申告制度の施行を受けて、包括事前審査制度は今後3年間かけてその存廃を含めて検討を行うとなっているが、特定輸出申告制度ではカバーすることは難しい、包括事前審査制度は現状通り残し、特定輸出申告制度は独立して制度内容の検討を進めるべきである。 リターンブルコンテナを利用する場合など、輸出申告の際に関税の減免又は払戻しに関する手続を要する貨物は特定輸出申告制度の適用除外となっているが、一律に除外するのではなく可能な限り特定輸出申告制度の対象とすべきである。	(*)その前提で特定輸出申告制度の目的を実現できるようあるべき姿を官民協力して検討するべきである。 環境に配慮した物流実現のため、使い捨てとなる段ボールやパレットに替わってプラスチック製リターンブルコンテナ(通い箱)の導入が推進されているが、これらの利用に際しては輸出申告時に免税手続を要するため、現状では特定輸出申告制度の対象外となる。	特定輸出申告において、書類審査または貨物検査になった場合には、現状では貨物の置き場所を管轄する税関官署へ書類を提出または貨物を持ち込む必要が生じる。実際にそのような状況が発生する可能性は低いと考えられるが、特定輸出申告としてはそのことも想定した通関会社の選定や対応を考慮する必要がある。また何らかの理由で港への貨物搬入後に輸出を取り止める場合にも申告した税関官署に輸出許可の取り消しを求めることになり、これが新たな制約となる。 企業によっては、既に輸出入管理規則を制定し、経済産業省へ届出している、特定輸出申告制度に参加するためには、経済産業省に加えて財務省が求めるコンプライアンスプログラムの内容を検討し、両方をカバーできるように現行の管理規則を修正しなければならないが、そのような2重管理は回避すべきである。 特定輸出申告制度は、その目的から考えて適用除外とせざるを得ない貨物が多く発生する可能性が高く、輸出貨物を広くカバーしている包括事前審査制度に取って代わる制度となることは難しい。早い段階で包括事前審査制度の存続を確認し、(*)	関税法第67条3～11 同施行令第59条の6 同施行規則第9条	財務省関税局	2006年3月より特定輸出申告制度が措置された。この制度は、セキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成することを目的としており、コンプライアンスの確保等を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告を行い、輸出の許可を受けられることと共に、輸出者のコンプライアンスを審査及び検査に反映せよとするものである。制度の普及を推進している財務省関税局は、特定輸出申告については輸出系統にかかるリードタイムの短縮や仕入書等の輸出申告書類の簡素化といったメリットを強調しているが、現実には利用しやすい条件が整えられていないため、企業にとって参加するメリットが期待できない。	
5057	5057176			z11014	財務省	関税法第67条、第67条の2	貨物を輸出しようとする者は、税関長に輸出申告し、許可を受けなくてはならない。また、輸出申告は、原則として、申告に係る貨物を保税地域に入れた後に行うこととされている。	c	1. 関税局・税関においては、物流セキュリティの強化と国際物流の高度化に対応した物流促進を同時に達成するため、コンプライアンス等の確保等を条件に、予めいずれかの税関長の承認を受けた輸出者(特定輸出者)については、保税地域に貨物を入れないで輸出申告(特定輸出申告)をし、輸出の許可を受けることを可能とする特定輸出申告制度を本年3月1日から導入しているところである。 2. 輸出貨物については、武器、テロ関連物質等の不正輸出を取り締まるため、必要に応じて検査等を行うことが不可欠なことから、許可制を維持することが適当である。 3. なお、諸外国においても、輸出につき届出制を採用している米国を除けば、EU諸国等においては、特定の場所に貨物を搬入した後に輸出申告を行い、輸出の許可を受けることが必要とされており、我が国と同様の制度となっている。			(社)日本経済団体連合会	176	A	輸出通関の保税搬入原則の廃止、輸出通関の届出制の導入	輸出通関の保税搬入原則を廃止し、輸出通関を許可制から届出制にすべきである。	輸出貨物の保税搬入原則があるため、輸出のリードタイムが延び、グローバルSCMオペレーションの効率性が上がり、わが国輸出企業の国際競争力向上にとって障害となっている。 輸出の届出制導入による手続簡素化により、使い手の良い貿易手続電子システム、物流システムの構築に道を拓くことになる。 欧米先進国、韓国、香港、シンガポールなど主要アジア諸国では、輸出通関は許可制ではなく届出制となっており、輸出貨物の保税搬入原則はない。すなわちわが国輸出通関制度は諸外国に例を見ない特異な内容となっている。貿易立国を標榜するわが国の輸出通関制度もグローバル・スタンダードに沿うものにする必要がある。 なお、9.11同時多発テロ事件を契機として、米国の24時間事前申告ルールの導入などサプライチェーン・セキュリティ強化プログラムが実施されているが、諸外国では届出制のままセキュリティ管理プログラムを実施していることから、わが国においても輸出通関の届出制の下で、セキュリティ強化と貿易手続・物流の効率化を両立することは可能である。	関税法第67条、第67条の2	財務省関税局業務課	わが国の輸出通関申告制度は下記の内容となっている。 税関長の許可を得る「輸出申告」 輸出通関申告は、保税地域に輸出貨物を搬入しなければ申告できない。		
5057	5057177			z11015	財務省	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	税関の執務時間外に臨時の執務を求める場合には、臨時開庁手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。	通関体制: d 臨時開庁手続: 手続: c	1. 航空貨物の通関については、成田空港、関西国際空港及び中部空港の税関官署において24時間体制で通関業務を処理しており、海上貨物の通関については、特に執務時間外の通関需要の多い主要港湾を始めとする14官署において執務時間外の通関体制を整備しているところである。 また、これらの官署以外の官署においても、臨時開庁の申請があった場合には、適切に対応することとしている。 2. 一方、臨時開庁手数料については、税関における事務の実態を踏まえた単価の見直しを行い、平成16年4月に1時間あたり7,800円から4,100円に引き下げるとともに、平成15年4月から、構造改革特別区域における特例措置として、通常の手数料額の2分の1を軽減し、本措置については、平成17年4月から全国展開したところである。 3. なお、諸外国の例を見ても、例えば英国、フランス等では、執務時間外に業務を行う場合には手数料が必要とされており、米国では、執務時間内であっても輸入申告を行う場合に一定の手数料を必要とするほか、執務時間外には更に追加的な手数料が必要とされている。			(社)日本経済団体連合会	177	A	税関通関業務の24時間365日体制の実施 (臨時開庁手続・手数料の廃止)	税関業務の24時間365日体制を実施(臨時開庁手続及び費用負担の撤廃)すべきである。	企業にとっては、サプライチェーンマネジメントの観点から、物流の効率化が不可欠となっている。現状では、臨時開庁手続を経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続きや費用負担が必要となり、リードタイムの点からコスト増となってしまう。通関の原則24時間365日体制により、リードタイムの短縮や企業にとって最も効率的な生産・物流の整備が促進され、日本国内に立地する工場との競争力が強化される。最近では、東アジアの工場との生産品目による棲み分けが日本の産業の生き残りの手段となっているが、時間単位の製造・生産スケジュールが可能になる。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業の生産・物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくいため、24時間・365日体制へ移行することにより、日本の税関システムの競争力をアピールすることが必要である。	関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省関税局	港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっている。 上記時間外に輸出入通関を行う場合は、臨時開庁を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。 いまだ臨時開庁の特別料金が発生し、コスト増になっている。但し、臨時開庁手数料は半額(特区は格段に安くなっている)なり、以前よりは緩和されている。		
5057	5057178			z11016	財務省	関税法第67条、通関業法第9条	輸出申告又は輸入申告は、貨物を設置する場所を管轄する税関官署に対して行う必要がある。また、輸出申告又は輸入申告に際して、仕入書等の関係書類を税関に提出する必要がある。	申告官署: c 電子化: b 電子化:	1. 同一税関管内の税関官署への申告について蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすることについては、円滑な貨物検査に支障を生じ、迅速な通関を阻害するおそれがあることから、基本的には、貨物の置き場所を管轄する税関官署に対して輸出入申告等を行う必要がある。 2. 輸出入申告等の電子化については、従来より、通関情報処理システム(NACCS)を導入し、オンラインによる輸出入申告等の処理を可能とするとともに、税関手続を行うNACCSと関係省庁の手続を行う電算システムとの連携により、関係省庁による許可・承認等の税関への証明・確認を電子的に行うことを可能としてきたところである。 また、平成15年7月からは、利用者が一回の入力・送信で複数の手続を同時に行えるようとする「シングルウィンドウ化」を実施したところであるが、更に、平成17年には、日本経済団体連合会等からの提言(「輸出入・港湾諸手続の効率化に関する提言」(平成16年6月22日))等を踏まえ、NACCSによる輸入申告1件に対して同時に申請できる関係省庁手続の拡大を図るとともに、平成17年度関税改正においては、FAL条約の締結等を踏まえた入港手続に係る申請項目の大幅な削減を行い、これに伴うシステム改善を実施したところである。 3. また、輸出入関連書類の電子化については、本年3月に公表した税関業務の業務・システム最適化計画において、Sea・NACCS(海上貨物通関情報処理システム)については平成20年10月に予定しているシステム更改、Air・NACCS(航空貨物通関情報処理システム)については平成21年度に予定しているシステム更改を契機に、これらのシステムを利用して、インボイス、バックギリスト等の情報を電子的	(社)日本経済団体連合会	178	A	税関申告官署の自由化 通関手続きの簡素化、電子化	同一税関申告官署については、蔵地場所の如何にかかわらず、通関業者が希望する税関官署に一元的に申告できるようにすべきである。また、輸出入関連書類の電子ファイル化により、簡素化すべきである。	同一税関申告官署が複数存在するため、申告書類の提出や申告書に対する対応などに人手や車などの諸経費等のコストがかかる。また、ペーパーレスによる輸出入業務の簡素化、書類保管の効率化を促進する必要がある。	関税法第67条 通関業法第9条	財務省関税局 経済産業省	税関への輸出入申告に当たっての申告官署は、申告貨物を蔵地している蔵地場所を管轄する税関官署となっている。また、輸出入申告書、輸出入許可書、納税証明書、インボイス、バックギリスト、保険証書、原産地証明書、経済産業省の個別許可書などの書類が電子化されておらず、書類保管の効率化が進んでいない。				

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057179			z11017	財務省	関税法67 条	貨物を輸入しようとする者は、貨物の 品名など必要な事項を税関長に申告し、 必要な検査を受けてから、輸入の許可 を受けなければならない。	c	-	税関における検査は、関税等の適正な徴収、麻薬・ けん銃等の社会悪物品の不正輸入防止、大量破壊 兵器関連物品の不正輸出防止等のテロ対策等の目 的のために行っているものであり、これら検査に生じ る検査費用は、輸出入貨物の所有者である輸出入 者が当然に負担するべきものである、と考えている。 なお、検査にかかる費用は、税関が徴収しているも のではなく、輸送・開梱包装業を行う業者に支払っ ているものである。			(社)日本経済団体 連合会	179	A	税関検査に係る料金の一部公費 負担の導入(新規)	税関検査目的における密輸防止、麻薬、覚せい剤等の 防犯取り締まり目的による検査費用は、輸出入者の申告 貨物の税の確定などの為のものとは異なるため税関当局 の負担すべきである。		コンテナ貨物全量取り出し検査や、大型X線検査、指定 検査場への持込検査など輸送費、開梱包等多大の費用が かかるため。	関税法67条	財務省関税関 税関業務部	輸出入貨物に關しての税関検査 に係る、輸送費、開梱包費な どのすべてが輸出入者負担と なっている。
5057	5057180			z11018	財務省	通関業法 第31条1 項、通関 業法基本 通達31- 1、32-1	通関業者は、通関士を通関業務に従事 させようとする場合には、それぞれの税 関長に届け出て、その者が欠格事由に 該当しないこと等の確認を受けなければ ならない。	b		一の税関において既に確認を受けた通関士が、他 の税関の管内にある同一の通関業者の営業所に異 動し、引き続き当該営業所で通関士として通関業務 に従事する場合における当該通関士の確認について は、従業者の異動(変更)届の提出等により行うこ ととするなど、その手続の簡素化策について平成18 年度中に検討することとしたい。		回答では、手続の簡素化策について、平成18年度 中に検討することとしているが、平成19年度まで に簡素化策が実施されることが可能かどうか、スケ ジュールを含めて検討されたい。	(社)日本経済団体 連合会	180	A	通関士登録制度における登録の 一元化(自由化)(新規)	通関士の確認登録を一の税関にて受けた者が、他税関 管轄の通関営業所の勤務になった場合には、通関士の確 認登録申請を免除し、従業者等の異動(変更)届を提出す ることにより、引き続き、通関士として業務に従事できること を認めるべきである。		複数の税関管轄に通関営業所がある場合、定期的な人事 異動などで複数の者が通関士登録の解任、新規登録を行う ことになり、業務上煩雑な手続きとなっているため。	通関業法第30条1 項 通関業法基本通達 31-1、32-1	財務省関税関 税関通関業監 督官室	現在、通関士の確認登録は一 税関ごとに行われる。一税関で 確認を受け登録した後、会社の 人事異動などで他税関管轄にて 業務を行う場合、確認を受けた 税関には異動(解任)届を提出 し、新たな税関には確認登録申 請を提出し確認を受けなければ ならない。
5057	5057228			z11019	財務省	会計法第 29条の3第 5項 予算決算 及び会計 令第99条 第21号 '財務省所 管一般会 計所屬普 通財産の 管理及び 処分を行 う場合に おいて指 名競争に 付し又は 隨意契約 によるこ とについて の財務大 臣との包 括協議につ いて、(平 成13年10 月29日財 理第3660 号)第一 (二)(11)	都市計画法第4条第15項に規定する 都市計画事業の区域内の国有財産に ついては、都市計画事業者に隨意契約 で売却できる。また、隨意契約の根拠と なっている通達(財理第3660号)は財務 省のホームページ (http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu /pc/start.html)で公表している。 [措置の概要(対応策)] 国有財産を隨意契約によって売却す る場合、国有財産の有効利用を図る観 点から、相手方の選択、当該財産の使 用等について基準を明示しておくこと が望ましいことから、予算決算及び会計 例第102条の4等の規定に基づく(隨意 契約)については財務大臣(国庫大臣)との 協議を包括的に整え、その結果に基づ き統一的な取扱いを行うため、通達(平 成13年10月29日財理第3660号)を制定 し、かつ、当該通達はHP等で公表して いるところである。 その中で、ご要望のあった都市計画 事業区域内における国有財産を事業者 に隨意契約で売却する場合の基準につ いても、下記のとおり規定しているこ ろである。この規定が対象とする都市 計画事業を行う主体、当該事業内容等 は都市計画法において明確に規定され ているところであり、これら全てを通達 上に規定することは馴染まないことをご 理解願いたい。 記	d	-	【都市計画法(昭和43年法律第100号)抜粋】 第4条(略) 15 この法律において「都市計画事業」とは、この法 律で定めるところにより第59条の規定による認可又 は承認を受けて行われる都市計画施設の整備に關 する事業及び市街地開発事業をいう。 第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知 事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつ ては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。 2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は 不適当な場合その他特別な事情がある場合におい ては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業 を施行することができる。 3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国 の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行 することができる。 4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事 業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の 処分を必要とする場合においてこれらの処分を受け ているとき、その他特別な事情がある場合において は、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を 施行することができる。 第4条(略) 6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計 画において定められた第11条第1項各号に掲げる 施設をいう。 第11条 都市計画区域については、都市計画に、次 に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。こ の場合において、特に必要があるときは、当該都市計 画区域外においても、これらの施設を定めることがで きる。 三 首都 圏の近郊 整備地帯 及び都市 開発区域 の整備に 関する法 律(昭和 三十三年 法律第九 十八号)に よる工業 団地造成 事業又は 近畿圏の 近郊整備 区域及び 都市開発 区域の整 備及び開 港に關す る法律(昭 和三十 九年法律 第百四十五 号)による 工業団地 造成事業 四 都市 再開発法 による市 街地再開 発事業	(社)日本経済団体 連合会	228	A	公益性が高いとされる都市計画事 業区域内における 国有財産の処分方法の改善(新 規)	公益性の高い都市計画事業の促進を図るため、隨意契 約することができる基準を明確化したうえで、明文化し公表 すべきである。		国の財政状態の改善に向けて国有地等の売却が進めら れようとする中で、防災・景観等、まちづくりの観点から一 体的な開発・整備が求められる都市計画事業区域内の国有 財産の処分について、他の区域と同様に指名競争入札に付さ れることにより、土地価格高騰や転売目的の業者の参入に よるスケジュール遅延が発生する等、一体的なまちづくりが 阻害されるおそれが生じる。 まちづくりの機運が高まっている都市計画事業区域内等、 優良なまちづくりに関連する物件に関しては、明確な基準を 定めた上で、隨意契約によるものとしていく必要がある。	会計法 第29条の3 第4項 予算決算及び会計 法令 第99条 第21項 '財務省所管一般 会計所屬普通財産 の管理及び処分 を行う場合におい て指名競争に付し 又は隨意契約によ ることについての 財務大臣との包括 協議について、(20 01年10月29日 財 理第3660号) 第一 (二)(11)	財務省理財局 国有財産業務課	'財務省所管一般会計所屬普 通財産の管理及び処分を行う場 合において指名競争に付し又は 隨意契約によることについての 財務大臣との包括協議につい て、通達により、都市計画法(第 4条第15項)に規定する都市計画 事業の用に供する場合につい ては、国有財産を指名競争入札 ではなく(隨意契約により直接公 共団体又は事業者に払い売り、 貸し付け又は信託することがで きるとされている。しかし、その 要件が明確でないため、実際には 適用が難しいものとなっている。		
5062	5062001			z11020	総務省、 法務省、 財務省、 厚生労働 省	税理士法 第52条	税理士又は税理士法人でない者は、税 理士業務を行ってはならない(税理士法 第52条)とされている。	c	-	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公 正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、 納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規 定された納税義務の適正な実現を図ることを使命と しており(税理士法第1条)、税理士業務(税務代理、 税務書類の作成及び税務相談)の遂行が、国、地方 公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、 その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者 は税理士業務を行ってはならないとされている(税理 士法第52条)ものである。このような税理士法の趣 旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力の担保のない 者に税理士業務を行うことを認めることは、国民に不 測の損害を与えかねず、又、納税義務の適正な実現 を図ることが困難となることから、相当ではない。			三木 常照	1	A	法律関連士業の業務制限条項を 明確化する措置。	例えば法人設立し許認可事業を営もうとする場合、会 社定款は行政書士、設立登記は司法書士、許認可手 続は行政書士、設立届・税務申告は税理士、社員 の社会保険手続は社会保険労務士と一連の手続であるにも 関わらず様々な資格者が関与しているが各士法で許容 される範囲の「付随業務」を他士業にも認めるようにす る。その際、当然のことながら、能力担保が要求される が、それは各担当省が法定講習の受講義務、効果測 定を課す等して検討すれば解決される。また法務省は 行政書士への商業・法人登記の解放を能力面の問題 で反対しているがそれならば、他士業が商業・法人登記 を行い得るか否かの実証実験を実施しその実績(却下 率、補正率)を元に判断する方法もある。	わが国の法律関連資格はあまりにも細分化され過ぎ依頼者 である国民は利用し辛い。これは行政の膨張主義がもたら したもので益々優先の取得難益に陥らない。また諸外国に 目を向けても細分化された資格者を有するのはわが国の特 徴である。国の推し進めている規制改革に正に逆行してい る。一方で業務に必要な資格を取得すれば良いとの議論 もあるが国民にとっては依頼した業務が確実、迅速、廉価で あればその目的は達成される。各士業にそれぞれ依頼する のはコストとベネフィットの観点からもちろんコストが上回 り国民負担の軽減にはなっていないからである。	行政書士法第19 条、司法書士法第 73条、税理士法第 52条、社会保険労 務士法第27条	総務省、法務 省、財務省、厚 生労働省		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5065	5065002				財務省	たばこ事業法第22条 製造たばこ小売販売許可等取扱要領第三章第三	製造たばこの小売販売業の許可申請については、行政手続法に基づき(標準処理期間として、日本たばこ産業株式会社(JT)が申請者から申請書を受理した日の属する月の末日から2ヶ月以内に、財務局において処分をし、当該申請者に通知するよう努めている。(ただし、当該申請を補正するために要する期間等を除く)	c	-	1. 小売販売業許可申請の審査については、JTにおいて申請書の受理及び内容確認、実地測定、付近既設店の取扱高確認、調査書の作成等を行い、通達を受けた財務局において、書類及び現地調査等に基づく(審査を行っている。これは許可の可否を判断する上で最低限必要な事項であり、現状の審査において簡素化することは難しいと考えられる。 2. 標準的な処理期間については、平成11年7月に、それまで「申請書を受理した日の属する月の末日から14ヶ月以内」を同「3ヶ月以内」に短縮し、さらに平成16年3月には「3ヶ月以内」から「2ヶ月以内」に短縮してきたところである。たばこの許可関係にあつては、小売販売業の許可、移転、仮移転及び出張販売の許可があり、17年度実績で約2万8千件(うち小売販売業の許可約1万3千件)の処理を行っている。また、その他に承継、商号変更、休止、廃止等の届出等に附随する事務(17年度実績で約3万件)を行っている。それら全ての申請書の審査を限られた人員で行っており、仮に、現在の標準処理期間を更に短縮するためには人員増を図る必要が生じ、行政改革に逆行することになりかねないことから、これ以上の審査期間の短縮は極めて困難である。 なお、申請から許可までに2ヶ月以上の日数を要しているものは、例えば、一般小売店の廃業があった場合、30日間の経過期間(注1)をおく必要があること等特殊な事情によるものであり、許可の審査に通常より多く日数が必要とする例外的なものである。ほとんどの申請は2ヶ月以内に処理されているところである(注2)。 (注1)一般小売店の廃業があった場合は、透明性・公平性の観点から、廃業日の翌日から起算して30日以内に提出された申請について、申請が2以上競合する場合には、抽選により一の申請の許可を行		JTが実施する審査と財務局が実施する審査についての具体的な内容(財務局で行う現地調査等とJTで行う実地調査の違いについて等)について明確にされたい。	社団法人日本コンビニエンス協議会連合会・JNB総合研究所	2	A	コンビニエンスストアのたばこ特定小売販売許可に係る審査の緩和と期間短縮	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要領によると17が申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがある。現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開設する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実施に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要領によると17が申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがある。現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開設する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実施に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願	たばこ事業法22条によってたばこ特定小売販売許可が必要である。製造たばこ小売販売許可等取扱要領によると17が申請から1ヶ月以内に調査完了、管轄財務局長が2ヶ月以内に処理をするところがある。現在、申請から許可が下りるまで長い場合107日かかっている。民間企業がコンビニを開設する場合、計画後1ヶ月以内に開業できるよう関係者から求められている。民間の事業実施に合わせて審査の簡素化と処理期間の短縮を御願	たばこ事業法第22条	財務省	
5066	5066001				財務省		コピー機、パソコン等の物品については、行政効率化推進計画(平成17年6月30日改定)に基づき、「購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。」こととしている。	d	-	予算の効率的な執行等の観点から、調達する物品の数量や使用期間などを勘案し、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとしている。 なお、国庫債務負担行為の活用については、「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議とりまとめ)において、「コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。」として取組みを進めているほか、平成17年度概算要求の「概算要求に当たっての基本的な方針について」(閣議了解)においても、「行政効率化推進計画」を着実に推進することし、積極的に趣旨の徹底を図ってきており、これを踏まえて予算要求が行われ、適切に予算が作成されているところ。 なお、債務の負担は、国会の議決を経て行うことが必要であり、リース契約についても国庫債務負担行為により予算としての国会の議決をあらかじめ経て行うことが適切。		要望者からの下記の更なる意見を踏まえ、改めて検討を行い、見解を示されたい。 ・財務省の対応策で示されているように一部のリース契約締結に際して、国庫債務負担行為が行われていることは評価する。(平成18年度一般会計予算7省庁12件)・しかしながら、国庫債務負担行為が行われるケースは僅かであり、国とのリース契約のほとんどは、複数年度の利用を前提とした「単年度リース契約」となっている。これにより、リース会社は投資の未回収リスクを負っている。このような実態を改善するためには、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3と同様の改正(リース契約を長期継続契約として認める)を行うことが必要である。なお、国庫債務負担行為によるリース契約の締結について、各省庁における対応がまちまちであり、基準も不明確である。	社団法人リース事業協会	1	A	国のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを誰が負うかはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強いいる。	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省		
5066	5066004				全省庁		平成14年4月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を実施済。	b	-	債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者(特定目的会社、特定債権等譲渡業者等)について、平成18年度中の実施に向けて、そのリスク等の検討を引き続き行う。		・要望主体からの以下の更なる意見、および、他省庁における対応状況も踏まえて、改めて検討されるときにも、検討のスケジュールにつき示されたい。 「多くの省庁においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているものの、各省庁回答によれば、財務省(平成18年度中実施に向けて検討)、法務省(引き続き検討)、外務省(全省庁で統一的な対応されれば検討可能)においては債権譲渡禁止特約の解除が未実施であるため、全省庁の統一的な対応に向けて、未実施省庁の早急な対応を強く要望する。」 ・また、要望主体から「各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急な対応を要望されていること。また、他省庁から「各省庁及び各地方公共団体に適用する統一的な共通ルールの策定については、国の会計法規を所管する財務省において実施すべき」と考えられ、「債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)についての各省庁の統一的な対応」については、本件を主管している省庁の検討にあわせて対応していくこととしたい。」等の見解が寄せられていることにも鑑み、要望事項の統一的な対応に向けて貴省が主体的に対応することに関し、貴省の見解を確認されたい。	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。	全省庁、地方自治体			
5066	5066011				警察庁、総務省、財務省、国土交通省	自動車重量税法第8条、第10条、第12条の2	自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4都道府県において稼働開始され、更に平成18年4月からは埼玉県、静岡県、2県を加えた6都道府県に拡大している。 これらの都道府県において、ワンストップサービスを利用して自動車保有関係手続を行う場合の自動車重量税は、他の税・手数料と併せてインターネットバンキング又はATMからの電子納付により行われている。	d	-	自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、平成17年12月から、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の4都府県、さらに、平成18年4月からは、埼玉県、静岡県との2県において、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。 当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても国土交通省を中心として検討を行うこととしている。	社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国庫庫証明・納税・地方、自賠責保険除却・国・国等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年度を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すると、 電子化により、申請項目の共通化、統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することによって新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。 大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括で行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体					

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5079	5079002			z11025	財務省	所得税法 120条3項1 号 所得税法 施行令262 条1項2号	医療費控除の適用に当たっては、当該控除を受ける医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示しなければならないこととされている。 現状において、当該医療費の支払いにおいてクレジットカードを利用した場合などは、患者の手もとに医師等の領収証が等しいことが考えられることから、この場合にはクレジットカードの利用明細書を当該領収を証する書類として取扱っている。	b	-	当庁では、国税関係手続きの「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月公表)に基づき、第三者作成の添付書類のオンライン化、国税電子申告・納税システム(e-Tax)ソフトのダウンロード方式による配布、早期選付によるインセンティブ措置等に取り組むこととしており、現在、方式等を含め検討中である。	・要望主体からは以下の更なる意見が出されている。 「本提案については、国民・国・医療機関の関係者全てにメリットがある提案であると確信している。については、研究会を開催するなどして、実現に向けた具体的な検討をお願いしたい。尚、検討にあたっては当方も提案者として全面的に協力させていただく所存でありますので、是非とも役立たせていただきたい。」 ・本事項に関しては、「国税関係手続きの「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年3月公表)に基づき、第三者作成の添付書類のオンライン化、国税電子申告・納税システム(e-Tax)ソフトのダウンロード方式による配布、早期選付によるインセンティブ措置等に取り組むこととしている」との一次回答を頂いているが、同計画(別紙No.62)の「具体的な改善方策(実施時期)」に基づいた、具体的な検討状況、スケジュールを示されたい。	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	2	A	クレジットカード取引データを活用した医療費控除手続きのオンライン利用促進	現状、医療費控除を受ける為の確定申告には医療機関等が発行した領収書の提出が必要であるが、オンライン申請の場合にはクレジットカード取引データの添付による代替を可能とするための法令上の措置をお願いしたい。	クレジットカード会社では、会員の取引データ(利用店名・利用日・利用金額等)を保有しており、医療機関における取引も例外ではない。したがって、利用者が一年間に利用した対象取引を抽出・集計し、利用者に電子的な形式で送信すれば、利用者はオンライン申請時にそのまま添付し、申請を完了させることが可能となる。(対象データを国税庁や第三者機関が保有し、税務署から対象データにアクセスする方法も考えられる。従来、利用者は一年分の領収書を保管・管理し、申告の際はそれらを集計する必要があったが、これらの作業が不要となり、オンライン申請の利用率向上が期待できる。また、医療機関間にとっても、クレジットカードの利用が増えることにより、現金のハンドリングコストの削減、医療機関内の現金紛失事故防止等の効果が期待できる。さらには、税務署等の行政機関にとっても、領収書の内容確認、集計等の作業が削減され、業務効率化に寄与するものである。本年実施する際の懸念点として、利用者等によるデータ改ざん等の不正利用が挙げられるが、改ざん防止のための技術的対策やデータ提供者の基準等を設けることにより担保できるものと思われる。また、現状法令上の制約等により全ての医療機関においてクレジットカードの取扱いができるわけではないが、第164回通常国会に提出されている地方自治法の一部を改正する法律案が成立しており、施行後は法令上の制約は無くなり、あとはクレジットカード会社の営業努力で解決可能である。尚、本件のみならず、クレジットカードの取引データの活用により、あらゆる場面で現状領収書を必要としている手続きの簡素化も期待できるものであり、合わせて検討をお願いしたい。	所得税法第73条、 第120条、 所得税法 施行令第262条	財務省			
5083	5083001			z11026	警察庁、 財務省	・たばこ規制枠組条約(第16条) ・未成年者喫煙禁止法第4条 ・たばこ事業法第31条	たばこ規制枠組条約第16条においては、「締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に對するたばこ製造の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。」とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に對し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされている。	c	-	2008年からの成人識別機能付自動販売機の全国導入については、未成年者の喫煙防止を図る観点から、社団法人日本たばこ協会等により、たばこ業界の自主的な取組みとして推進されているものであるが、こうした民間の自主的な取組みとして行われている成人識別機能付自動販売機の導入に際しては、新たな自動販売機の機能の点について、行政が指紋認証機能を付加するとの規制を加えることは、行政が行う公的規制としてなじまないものであり、適当ではないものとする。 なお、成人識別機能付自動販売機へ指紋認証等の生体認証を導入することについての、社団法人日本たばこ協会の考え方は、以下のとおりである。 「成人識別機能付自動販売機における成人識別への指紋認証等の生体認証の導入については、身体情報の登録に対する国民の意識、技術上の問題、購入コスト等を総合的に検討し、その実現可能性について慎重に検討する必要がある、すなわち、 指紋認証等生体認証については、ICカード及び識別システムへの身体情報の登録の義務づけは、プライバシー保護及び個人情報保護に対する国民の意識の高まりを考慮すると、現段階で国民の理解を得られるものではないと考えられる。なお、一部金融機関のキヤッシュカードに取り入れられている例もあって、生体認証のカードの発行は顧客の任意となっており、全顧客を対象としたものではない。 上記金融機関で導入している指紋認証装置は、室内設置を前提として開発されたものとのことであり、たばこの自動販売機は屋外に設置されているものが多く、風雨にさらされる環境における生体情報の読取装置の安定性、信頼性等に技術上の問題がある。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を推進協議会」	1	A	未成年者喫煙防止のためICカード式タバコ自販機に指紋認証機能付加を義務づける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは販売されたり、なりまし代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを貰う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋識別機能を付加することにより、未成年の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第4条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の番号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずる。ことである。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第4号又は前号に該当する者があるとき。	警察庁、財務省					
5083	5083002			z11027	警察庁、 財務省	・たばこ規制枠組条約(第16条) ・未成年者喫煙禁止法第4条 ・たばこ事業法第31条	たばこ規制枠組条約第16条においては、「締約国は、国内法によって定める年齢又は十八歳未満の者に對するたばこ製造の販売を禁止するため、適当な段階の政府において効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を実施する。」とされている。また、未成年者喫煙禁止法第4条では、たばこの販売業者に對し、年齢確認その他の必要な措置を講ずるよう義務付けている。たばこ事業法においては、財務大臣は、未成年者喫煙禁止法第5条の規定に違反して処罰されたときは、小売販売業の許可を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができることとされている。	c	-	対面販売において、年齢確認のため、成人識別機能付自動販売機の導入に併せて発行するICカードの提示を義務付けることについては、成人識別機能付自動販売機の導入自体がたばこ業界による自主的な取組みとして推進されているものであり、ICカードの発行についても社団法人日本たばこ協会と利用者の任意契約によるものであるところ、こうした民間の契約に基づき発行されたICカードについて、行政が規制改革の観点から店頭における提示を義務化することは、行政が行う規制としてなじまないものであり、適当ではないものとする。 また、対面販売において、指紋認証による年齢確認を義務付けることについては、たばこの購入者に対して、身体情報の登録を何らかの形で義務付けることが前提となるものであり、このような規制の導入については、プライバシー保護及び個人情報保護に対する国民の意識の高まりを考慮すると、慎重な検討が必要であると考ええる。 なお、警察庁、財務省及び厚生労働省では、未成年者喫煙防止対策のため、平成14年及び平成16年に、全国たばこ販売協同組合連合会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本スーパーマーケット協会等の小売販売業界団体に対し、 ○未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底。 ○たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施。 ○ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起 等を盛り込んだ要請文書を発しているところであり、今後とも、財務省としては、関係省庁と協力して未成年者喫煙防止の取組みを図っていくこととしたい。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を推進協議会」	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第4条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかし本カードは販売されたり、なりまし代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを貰う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋識別機能を付加することにより、未成年の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第4条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要な措置を講ずるものとする(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の番号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずる。ことである。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第4号又は前号に該当する者があるとき。	警察庁、財務省					
5083	5083004			z11028	全庁庁	審議会等の整理合理化に関する基本計画(平成11年4月27日閣議決定)	当省の審議会等に係る議事内容の透明性を確保するため、原則として議事録等を可能な限り速やかにホームページにおいて公開することとしています。 なお、会議自体の公開(傍聴可能)については、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害するおそれがあること等の理由が行っておりません。	d	-	要請者より以下のとおり再意見が来ており、再度、貴省からの回答を頂きたい。 (1)内閣府・全庁庁、総務省、厚生労働省、農水省、経産省、国交省、環境省など、大半の府省庁が原則「公開」しているのに比べ、財務省・外務省・文部科学省が「非公開」にしている説得性のある理由の説明がありません。これら省の審議会は、国民の生活に深く関連する審議を行い、議事録も公開されているのですから、審議会を公開し、傍聴可としても、何ら問題は生じないはずで、支那・非公開、とすれば良いのではないのでしょうか。 (2)公開、傍聴について、以前に電話(財務省)にて問い合わせた時には、会場場所が取れない、とのことでしたが、積極的な情報公開と行政の透明性が求められてきているのですから、審議会の「非公開、規制は厳格し、原則「公開」とし、国民が情報を速やかに知り、タイムリーな正確な情報入手と合意形成を進めることが可能な措置が早急に必要と必要とされているのではないのでしょうか。	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を推進協議会」	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進委員会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科系、税制調査会など)は、財務省のホームページの公開予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早く(注)している政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	全庁庁					